

# 教科等を通じた人権教育の推進に向けた 学習指導案集

～「人権教育の指導方法等の在り方について

[第三次とりまとめ]」を踏まえた指導の充実～



広島県教育委員会

平成31年2月

(令和5年2月一部改訂)

## はじめに

国は、平成 12 年 12 月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布・施行し、人権教育の定義を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定め、また、この法律に基づき、平成 14 年 3 月、「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）を閣議決定しました。

これらを受け、文部科学省では、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置して、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領等を踏まえた指導方法等の望ましい在り方等について検討し、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」から〔第三次とりまとめ〕までを公表しました。

広島県は、平成 14 年、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため「広島県人権教育・啓発指針」を示しました。この指針を踏まえ、県教育委員会は「広島県人権教育推進プラン」を策定し、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などを示し、適正な人権教育を推進することとしました。

近年、国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題が生じており、国は様々な法律を施行し、差別のない社会の実現に向けて取り組んでいます。このような国の動向を受け、県教育委員会は、学習指導要領等に基づく教科等の目標を達成する中で、〔第三次とりまとめ〕で示された人権教育を通じて育てたい資質・能力が育成されるよう、平成 28 年度からの 3 年間、人権教育教材作成検討会議を設け、「基本計画」に示されている個別の人権課題を取り上げた学習指導案集を作成し、各校での人権教育の推進に役立てることとしました。

各校においては、校内研修等で本学習指導案集を活用するなどして、児童生徒の人権尊重の精神を涵養する取組が一層推進されることを期待しています。

広島県教育委員会

# 目 次

1	人権教育の推進について	1
	(1) 国の動向等について	
	(2) 広島県の動向等について	
2	「人権教育の指導方法等の在り方について」	4
	(1) 「人権教育の指導方法等の在り方について」とは	
	(2) [第三次とりまとめ]における人権教育の考え方	
	(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力	
3	個別の人権課題について	10
	(1) 個別の人権課題について	
	① 女性	
	② 子ども	
	③ 高齢者	
	④ 障害者	
	⑤ 同和問題	
	⑥ アイヌの人々	
	⑦ 外国人	
	⑧ HIV感染者等・ハンセン病回復者等	
	⑨ 刑を終えて出所した人	
	⑩ 犯罪被害者等	
	⑪ インターネットによる人権侵害	
	⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等	
	⑬ 性的指向・性自認	
	(2) 個別の人権課題の取扱いについて	
4	個別の人権課題に係る学習指導案について	14
	(1) 学習指導案の作成の経緯	
	(2) 学習指導案作成の考え方	
	(3) 学習指導案の活用に当たって	
5	教科の学習指導案	18
6	教科以外の実践事例	40
7	関連資料	46
	○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
	○ 人権教育・啓発に関する基本計画	
	○ 広島県人権教育・啓発指針	
	○ 広島県人権教育推進プラン	

# 1 人権教育の推進について

## (1) 国の動向等について

平成9年3月に施行された人権擁護施策推進法（5年間の時限法）に基づき、法務省に設置された人権擁護推進審議会において、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」等の答申がまとめられました。

平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、その第2条において、人権教育の定義を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定め、第3条で「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを基本理念として示しました。

また、同法に基づき、平成14年3月には、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として「基本計画」が閣議決定され、「特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である」こと、また、「学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。」と示しました。

この「基本計画」に基づき、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領等を踏まえた指導方法の望ましい在り方等について調査研究を行う「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が設けられ、平成16年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」が示されました。同会議からは、平成18年1月に[第二次とりまとめ]、平成20年4月に[第三次とりまとめ]が公表されました。この中で、人権教育を通じて育てたい資質・能力を知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3つの側面に整理し、知的理解と人権感覚を関

連付ける指導が重要であることを示しています。

## (2) 広島県の動向等について

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、広島県は、法律と「基本計画」を踏まえて「広島県人権教育・啓発指針」を平成14年5月に策定し、人権尊重の理念について、「人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人一人が自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし他人を大切にしていって共に生きていくということ」であることを示しました。

### 「人権教育・啓発に関する基本計画」(抜粋)

#### 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

##### 1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

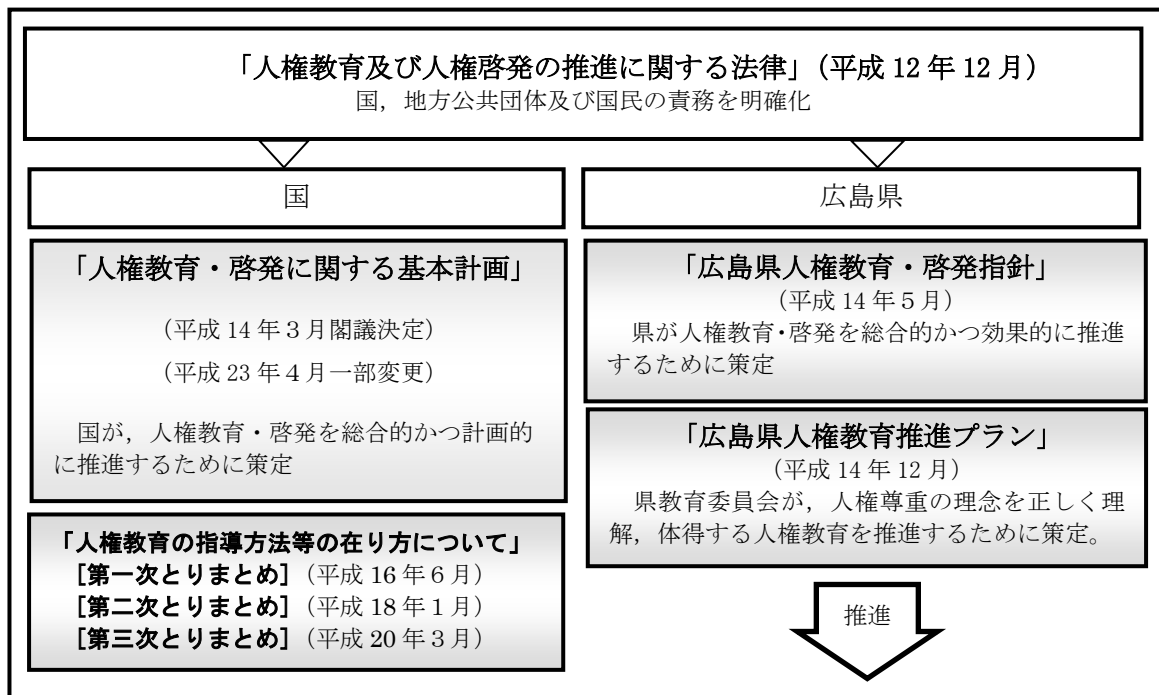
すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

これらの考え方に基づいて、県教育委員会では平成14年12月、「広島県人権教育推進プラン」を策定し、「人権尊重の理念を単に知識として教えるだけではなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとする」とし、教育の中立性を確保した上で、人権に関する知的理解と感性、人権感覚を共に育成することを重視して人権教育を推進する考え方を示しました。

また、これらの考え方を具体化するために、各教科等の指導においては「幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく」という考え方を示しました。

### 【参考】人権教育の推進に係る法令等



人権教育を進める際には、法律や国の計画、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」や県の方針等を踏まえることが大切ですね！



## 2 「人権教育の指導方法等の在り方について」

### (1) 「人権教育の指導方法等の在り方について」とは

文部科学省は、人権尊重社会の実現に向け、「基本計画」に基づき、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領等を踏まえた指導方法の望ましい在り方等について調査研究を行う「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置しました。

その会議において、人権教育の指導方法の改善・充実に向けた検討を重ね、一定の成果が得られた段階で、逐次その内容を公表してきました。それが「人権教育の指導方法等の在り方について」です。これまで平成16年6月、平成18年1月、そして平成20年3月の計3回にわたって示されています。

#### 「人権教育の指導方法等の在り方について」の概要

名称	作成年月	概要
[第一次とりまとめ]	平成16年6月	「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示
[第二次とりまとめ]	平成18年1月	指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提示
[第三次とりまとめ]	平成20年3月	第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載

### (2) [第三次とりまとめ]における人権教育の考え方

この[第三次とりまとめ]では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条にある「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」という人権教育の定義について、より具体的にとらえることが必要であることや、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要であることが示されています。加えて、

人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要であることが指摘されています。こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められています。

このように、人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。

### (3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条で、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。[第三次とりまとめ]において、この人権教育の目的を達成するためには、人権等に関する「知的理解」と人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち「人権感覚」の両方の育成が求められています。これについて、[第三次とりまとめ]では次のように説明されています。

#### 「知的理解」とは

人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化すること。

#### 「人権感覚」とは

人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。『価値志向的な感覚』とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚。



このような人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくるとして、人権意識の醸成とのつながりも指摘されています。

さらに、「価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられる」ことや、「こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。」ことが示されており、知的理解と人権感覚の両方を育成することが、人権教育の目的である人権尊重の精神の涵養につながるということが強調されています。

このように見たとき、人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかります。

また、このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力について、[第三次とりまとめ]では、3つの側面（①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面）から捉えることができることが示されています。これらのことを図で示したものが次頁の図です。



「知的理解」と「人権感覚」の両方を養うことが必要ですよ。

だから「3つの側面」をバランスよく育てることが大切なんですね。



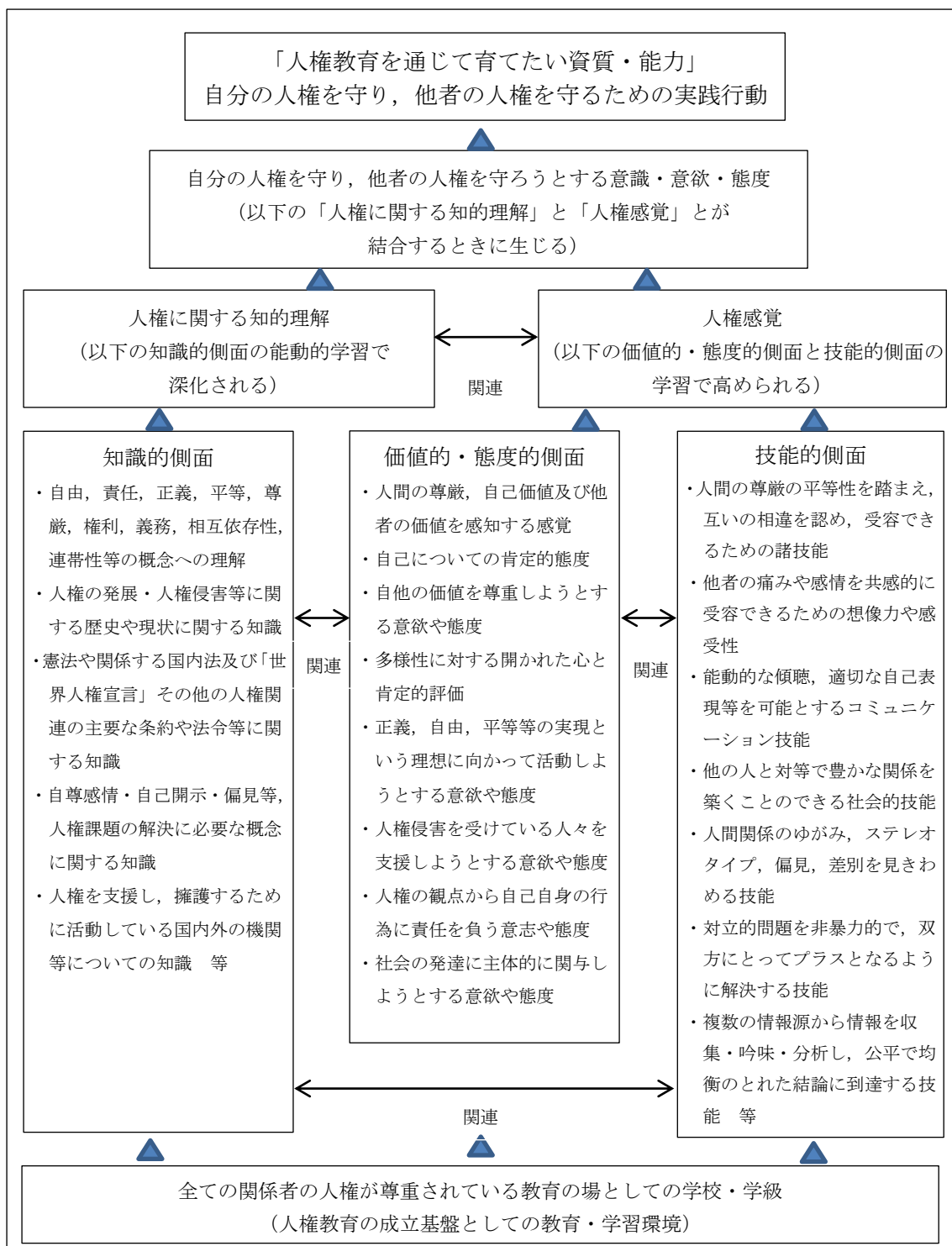


図 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」をもとに作成

この図で示されている3つの側面をそれぞれ説明すると、次のようになります。各教科等の授業において、これら3つの側面を学習内容・方法等との関わりに留意しながら適宜位置付け、知的理解と人権感覚の両方を育成していくことが重要です。

### ① 知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものです。人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければなりません。

例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれます。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴があります。

### ② 価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものです。人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれます。

人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠です。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながります。

### ③ 技能的側面

この側面の資質・能力は、価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものです。

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえません。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められます。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要です。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれます。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にすると考えられます。

#### (4) 組織的・計画的な推進

[第三次とりまとめ]では、学校において人権教育を推進していくに当たり、校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、組織的・計画的に取り組を進めていくことが重要であることが示されています。

全体計画とは、人権教育のねらいの達成に向けて、各学校の教育目標や取り組むべき教育活動の全体を、児童生徒の発達の段階に即しつつ、各教科等の関連を図りながら総合的・体系的に示した計画です。

年間指導計画とは、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育に関連する教育活動の時期や指導内容等を具体的に示した計画です。

各学校においては、学校の教育目標と人権教育のねらいとの関連を明確にした上で、これらの計画を策定することが大切です。

#### 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(抜粋)

##### 第Ⅱ章・第1節・2 学校としての組織的な取組とその点検・評価

##### (3) 人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

人権教育の全体計画の作成に当たっては、学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人との交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等の在り方を示すこと等が考えられる。その際、当該学校における教育目標全体の中での位置付け等を明確にすることが必要である。

全体計画については、例えば、小学校では体験・交流活動を通して、児童が自分で「ふれる」、「気付く」こと、中学校では他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」こと、高等学校では自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」、「行動する」ことに重点を置くなど、発達段階に相応した目標を設定することが望ましい。

また、年間指導計画の作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられる。その際には、児童生徒が自ら課題に気付き、人権問題に直面したときに「おかしい」と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるように、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことが大切である。

学校の教育目標の達成に向けて、例えば体験したり交流したりする場を位置付けるなど、工夫ある全体計画や年間指導計画を作成することが大切です。



## 3 個別の人権課題について

### (1) 個別の人権課題について

平成14年3月に政府が閣議決定し、平成23年4月に一部変更した「基本計画」では、13の人権課題が示されています。広島県では、この「基本計画」に示されている人権課題について、人権啓発冊子『気づき』から『きずな』へ」の中で、次のように示しています。

#### ① 女性

性別にかかわらず、誰もがその能力を十分に発揮できるような環境整備が進められていますが、依然として、雇用や家事・育児への参加などの面で、男女間の格差が存在したり、様々な分野における指導的立場への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況があります。また、性犯罪・性被害、夫・パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシュアルハラスメントなど、人権を侵害する事案も発生しています。

#### ② 子ども

児童虐待やいじめの問題をはじめ、子供の健康や福祉を害する犯罪の多発など、子供の人権をめぐる状況は深刻です。

#### ③ 高齢者

高齢期になっても、豊かな知識と経験を基に、これからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、生活や趣味を楽しみたい…といったことは、多くの人の共通の願いです。しかし、その一方で、養護者等による身体的・心理的虐待や、家族等による財産の無断処分などの経済的虐待といった高齢者の人権に関わる様々な問題が生じています。

#### ④ 障害者

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で、いまだに働く場所の確保や情報の収集・利活用などに際して様々なバリア（障壁）があり、不自由、不利益又は困難な状態に置かれています。また、障害

や障害のある人に対する誤った認識や偏見から生じる差別も存在しています。

#### ⑤ 同和問題

「あの人は同和地区出身だから…」などと言われて結婚や就職等を妨げられたり、差別発言、差別落書きがされるなどの事案が依然として存在しています。

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

#### ⑥ アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

#### ⑦ 外国人

言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に、外国人の就労に際しての差別のほか、子供の教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で、孤立しやすい状況も見られます。

#### ⑧ HIV感染者等・ハンセン病回復者等

HIV感染者及びエイズ患者に対しては、病気について不正確な知識や思い込みによる差別意識から、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇など様々な人権問題が生じています。

ハンセン病は、治療方法が確立し、治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために偏見と差別があり、その結果、患者等の人権を侵害し、社会復帰を困難なものにしています。

#### ⑨ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の難しさなど、社会復帰を目指している人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

#### ⑩ 犯罪被害者等

不幸にして犯罪の被害に遭われた方やその家族、遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的ショックや経済的困窮、周囲の人の配慮のない対応など、様々な事件後に直面する問題に苦しめられることが少なくありません。

#### ⑪ インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、匿名性や情報発信の容易さから、ホームページ、BBS(電子掲示板)、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)などで個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

#### ⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、日本政府は、平成3(1991)年以来、機会あるごとに北朝鮮当局に対して拉致問題を提起してきました。平成14(2002)年9月に、北朝鮮当局は、初めて日本人の拉致を認め、同年10月、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

#### ⑬ 性的指向・性自認

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。また、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の視線にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。

## (2) 個別の人権課題の取扱いについて

学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められます。

また、各教科の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、学習指導要領等に基づく教科等の目標を達成する中で、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるような指導を行うことが大切です。



広島県が作成している人権啓発冊子「『気づき』から『きずな』へ」には個別の人権課題のことがわかりやすく説明されています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/keihatusassi-kidukikarakizunahe.html>



## 4 個別の人権課題に係る学習指導案について

### (1) 学習指導案の作成の経緯

県教育委員会は、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で、「広島県人権教育教材開発委員会」を設け、人権感覚を高めるための参加体験型の人権教育の学習プログラムの開発を行い、ホームページで公表してきました。

これに続いて、人権課題と関連する学習内容を含む教科等において、学習指導要領等に基づく教科等の目標を達成する中で、[第三次とりまとめ]で示された人権教育を通じて育てたい資質・能力が育成されるよう、人権教育教材作成検討会議を設けました。その会議において、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、「基本計画」で示されている個別の人権課題である「女性，子ども，高齢者，障害者，同和問題，アイヌの人々，外国人，H I V 感染者・ハンセン病患者等，インターネットによる人権侵害，北朝鮮当局による拉致問題等」を取り上げた学習指導案を作成しました。

### (2) 学習指導案作成の考え方

この冊子に掲載する学習指導案は、次の 2 点に留意して作成しました。

- ① 各校種の教科等において、それぞれの学習指導要領等に基づきながら、学習内容と個別の人権課題との関わりを示して指導すること。
- ② その際に、[第三次とりまとめ]に示されている「人権教育を通じて育てたい資質・能力」の 3 つの側面である知識的側面，価値的・態度的側面，技能的側面を関連付けること。

[第三次とりまとめ]で示された 3 つの側面は、児童生徒の発達の段階や各教科等の特質に応じて、計画的にバランスよく育成することが大切

です。ただし、全ての授業の中で3つの側面を全て網羅する必要があるということではなく、各教科の特質や学習内容等に応じて、育成できる側面をしっかりと育てていくことが大切であり、各教科等の全体を通して、又は、単元全体を通して3つの側面がバランスよく育成されることが求められます。

次頁に掲載している「学習指導案の形式」は、18頁の「5 教科の学習指導案」に掲載している学習指導案の見方について説明したものです。学習指導要領に示されている教科等の目標と学習内容及び人権教育との関わり等を示しています。

個別の人権課題に関わる内容は、これらの学習指導案に示した単元・授業だけではなく、各校種における、様々な教科等の他の単元においても学習します。これらの学習指導案の事例を参考にして、指導の充実を図ってください。

教科の目標・学習内容と人権教育との関わりを整理してみることが大切なんですね。



次頁にある「学習指導案の形式」を参考にして、私も学習指導案をつくってみよう！



## 学習指導案の形式

個別の人権課題		○ ○ ○ ○		
校種	○学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年	第○学年		価値的・態度的側面	○
教科等	○○○○		技能的側面	○
単元名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			

### 1 単元の目標及び計画

#### (1) 単元の目標

○○○○○……………  
……………○○○○○。

#### (2) 単元の計画

1次・・・○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
2次・・・○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (本時を含む)  
3次・・・○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3つの側面のうち、本時の授業に関わる側面を○で示しています。特に重視したい側面は◎で示しています。

### 2 学習指導要領の該当箇所

小学校学習指導要領・第2章・第2節社会及び第4学年]

2 内容

○○○……………  
……………。

関連する箇所の学習指導要領等の記述を示し、教科としての目標や学習内容等がわかるようにしています。

### 3 本時の目標

○○○○○○○○○……………  
……………らいや重視したい内容等を示しています。……………○○○○○。

該当する単元の学習内容と個別の人権課題との関わりを説明し、人権教育でのねらいや重視したい内容等を示しています。

### 4 人権教育との関わり

この単元では、個別の人権課題の一つである「□□□」に関連する内容である「○……………」について学習します。……………  
……………を目指しています。また、……………

本時の学習で育てたい3つの側面とその具体的な内容を示しています。全ての授業で3つの側面を網羅する必要はなく、重点化することもあります。授業のどの場面で関連させるかについては、「6 本時の学習過程」の「人権教育との関わり等」の欄に吹き出しのかたちで例示しています。

### 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	○○○○○……………
価値的・態度的側面	○……………
技能的側面	○○○○○……………

### 6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
以下省略		

### (3) 学習指導案の活用に当たって

個別の人権課題に関連する各教科の学習指導案を作成する際に、次頁の「5 教科の学習指導案」に掲載している学習指導案の事例等を参考にしながら、次に挙げる点に留意することが大切です。

- ① 教科の目標が達成できる学習過程となっていること。
- ② 人権教育との関わりや3つの側面との関わりが示されていること。
- ③ 児童生徒が「人権を大切にすること」や「自他を大切にすること」などについて考える場面が位置付けられていること。



まず学習指導要領等をしっかり読んで、教科の目標を達成するために何をどう指導すべきかを考えましょう。

自分を大切にすることや他者を大切にすることはいろいろな教科で育むことができますね。



## 5 教科の学習指導案

女性	19
子ども	21
高齢者	23
障害者	25
同和問題	27
アイヌの人々	29
外国人	31
H I V感染者・ハンセン病患者等	33
インターネットによる人権侵害	35
北朝鮮当局による拉致問題等	37

個 別 の 人 権 課 題		女 性		
校 種	高等学校	本時に関わる 3つの側面	知 識 的 側 面	○
対 象 学 年 等	第1学年		価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	◎
教 科 等	家庭基礎		技 能 的 側 面	○
単 元 名	男女で共に支え合う家庭生活を創造しよう			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について考え、そのために自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識する。また、固定的な性別役割分業意識に対する実状や課題を踏まえ、互いの尊重や信頼関係を基に家事や介護の在り方を考え、一人一人が果たす役割を提案することができる。

### (2) 単元の計画

- 1次・・・男女で担う家庭生活（本時）
- 2次・・・家庭生活と地域・福祉
- 3次・・・これからの社会を創造する

## 2 学習指導要領等の該当箇所

高等学校学習指導要領・第2章・第9節家庭・第2款・第1家庭基礎

### 2 内容 A 人の一生と家族・家庭及び福祉

#### (2) 青年期の自立と家族・家庭

ア 生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

## 3 本時の目標

男女は互いに平等な存在であり、相互に協力して仕事と生活の調和を図っていくことが、各自の幸福を実現できる持続可能な社会の形成につながることを理解し、そのために自分ができることを考察し、表現することができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて学習する中で、個別の人権課題の一つである「女性」に関連する内容を取り扱います。男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察するとともに、男女は互いに人格をもつ平等な存在であることに気付き、性別を問わず、一人一人が自己の幸福を実現できる社会の実現が持続可能な社会の維持につながることに理解することを大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知 識 的 側 面	憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
技 能 的 側 面	他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性

## 6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・前時の学習内容を振り返る。</p> <p>・職業の選択とライフスタイル～自分の人生を設計しよう～</p> <p>【課題】自分の人生を設計するために社会の状況を調べ、男女の協力の在り方と仕事と家庭の調和との関わりについて考えよう。</p> <p>■学習活動</p> <p>【「性・年齢別労働力調査」と「女性の労働力率の国際比較」のグラフを読み取り、女性の労働力率のグラフが「M字型」になっている理由、欧米の先進国と比べた時の日本の特徴とその理由をそれぞれまとめよう。】</p> <p>・日本は男女ともに性別によって役割を決める意識が強いのではないか。</p> <p>・グループに分かれて、前時の「～自分の人生を設計しよう～」を基に、どのような働き方や暮らし方を希望しているか発表し合い、グループの意見をまとめて発表しよう。</p> <p>・子育て期、高齢期に視点を当て、家庭の機能との関連についても考察しよう。</p> <p>■学習活動</p> <p>【家庭生活と仕事の両立に向けて、どのような取組が進められてきたのだろう。】</p> <p>・1980年代頃から、仕事と家庭の両分野で男女が責任を担うことが重要だと認識されるようになってきた。</p> <p>・1986年「男女雇用機会均等法」、1995年「育児・介護休業法」、1999年「男女共同参画社会基本法」が制定され、様々な分野で男女が対等に参画する社会が目指されている。</p> <p>・待機児童の問題、男女間の生涯賃金の格差等、引き続き改善を進めていく必要もある。</p> <p>■学習活動（グループ）</p> <p>【共に支え合い、自分らしく働き、暮らすことのできる社会の実現に向けて、自分ができることは何か考えてみよう。】</p> <p>・資料「仕事と生活の調和促進のための啓発のあり方に関する調査」を基に、自分らしく働き、暮らすために今必要な力、今後必要な力は何を考察し、グループで共有する。</p> <p>・性別、年齢にとらわれず、家族の一員としての役割があり、それを果たすことが求められている。</p> <p>・多様な働き方を認める社会の実現が、仕事と生活の調和につながる。</p> <p>・性別、年齢にとらわれず、能力や意欲が発揮できる仕事や暮らし方を選択することができる。</p> <p>【まとめ】男女は平等な存在であり、相互に協力して仕事と生活の調和を図っていくことが、各自の幸福を実現できる持続可能な社会の形成につながる。</p> <p>※次回の授業では、考察したことを基に「自分の人生を設計しよう～」のプランを見直してみよう。</p>	<p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が置かれてきた状況を想像し、仕事を通じた自己実現等が制限されてきたことに気付かせる。</li> </ul> <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識</li> <li>・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な法律や条約により、婚姻または母性を理由とする女子への差別に対する法律が定められるなど、環境が整備されつつあるが、課題も多く残されていることを確認する。</li> </ul> <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度</li> <li>・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての人が尊厳ある一人の人間として幸福な生き方を実現できることが大切であることに気付かせ、それを踏まえ自分も家族や社会の一員としてこれからどう生きていくか考えさせる。</li> </ul>	<p>○資料「労働力調査（総務省）」</p> <p>○資料「世界の統計（総務省）」</p> <p>○資料「仕事と生活の調和推進のための啓発のあり方に関する調査研究（内閣府）」</p>



個別の人権課題			子ども	
校 種	中学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対 象 学 年	第3学年		価値的・態度的側面	○
教 科 等	技術・家庭		技能的側面	○
単 元 名	家族・家庭と子どもの成長			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

幼児と触れ合う活動などの体験を通して、幼児への関心を深めるとともに、自分なりの課題をもって、幼児の発達状況に応じた関わり方を工夫することができる。また、自分が通過してきた幼児期に関心をもち、様々な人々に支えられてきたことに気づき、自分も家族・地域社会の一員として幼児の成長を支える役割があることを理解することができる。

### (2) 単元の計画

- 1次・・・幼児との関わり方の工夫（本時を含む）
- 2次・・・幼児の生活と家族

## 2 学習指導要領の該当箇所

中学校学習指導要領・第2章・第8節 技術・家庭（家庭分野）

2 内容 A 家族・家庭と子どもの成長
(3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。
ア 幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解すること。
イ 幼児の観察や遊び道具の製作などの活動を通して、幼児の遊びの意義について理解すること。
ウ 幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、関わり方を工夫できること。
エ 家族又は幼児の生活に関心をもち、課題をもって家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できること

## 3 本時の目標

生活場面での幼児への関わり方を考えることを通して、幼児の心身の発達に応じた関わり方について工夫することができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、幼児の生活と家族について学習する中で、個別の人権課題の一つである「子ども」に関連する内容を取り扱います。具体的には、幼児の心身の発達に応じた関わり方を考え実践することを通して、幼児の成長を理解し受けとめようとする事、また、子どもも大人と同じように一人の人間として人格と人権をもっており、家族や地域社会は、子どもの人格と人権を尊重しながら成長を支える役割があることを理解することを大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
価値的・態度的側面	人権の視点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
技能的側面	人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能



6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・保育所訪問や家庭生活の経験から、幼児が言うことを聞いてくれず、どのように接すればいいか困ったことがないか想起する。</p> <p>【課題】日常生活場面において、幼児の心身の健やかな成長のためには、何を大切にしながらどのような関わり方をすればよいのだろうか？</p> <p>■学習活動</p> <p>【野菜を食べようとしなない子どもの食事場面を見て、家族、幼児それぞれの立場での会話を考え、子どもの成長にとって、家族が接するときに大切なことは、どのようなことか考えよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できることが増えればいいと思うから、しっかりほめる。</li> <li>・しっかり成長して欲しいと思うから、いけないことはいけないとはっきり言うし、苦手なことでも克服できるよう声掛けする。</li> <li>・信頼関係が大切であり、「もう、食事をつくらないよ。」など、うそを言ったり脅したりするようなことは言わない。</li> </ul> <p>■学習活動</p> <p>【子どもの成長を支えるために、周りの人たちはどのように関わっているのか考えよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへ影響を考えて、子どもへの関わり方を考えていくことが大切である。</li> <li>・例えばS市は、「保育所」「幼稚園」「認定こども園」「放課後児童クラブ」「放課後子供教室」、「子育て支援センター」「ファミリーサポートセンター」「養育支援訪問事業」等、子育て支援のいろいろな施設等を通して、子どもが健やかに成長できるよう支援をしている。</li> <li>・国は、「憲法」や「児童憲章」「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」など子どもの権利を守る法律等に基づいて取り組んでいる。幼児はまだ心身の発達の途中であるが、大人と同じく一人の人間として権利がある。</li> </ul> <p>■学習活動</p> <p>【学習事項を活かして、次の場面（例：おもちゃを買ってほしいと駄々をこねている場面や親に叱られて泣いている場面など。）で、幼児にどのような言葉がけや接し方をしたらよいか考えてみよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の気持ちも聞きながら、少しでもやる気が出て、成長の手助けになるような声掛けや接し方をする。</li> </ul> <p>【まとめ】幼児の成長のために、家族は、子どもの人格を尊重し、子どもの発達段階や気持ちを考えながら、愛情をもって信頼関係を築くような関わり方をすることが大切である。</p>	<p>人権教育との関わり等</p> <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の視点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利に視点を当て、①親の関わり②国や地方自治体の関わり、と視野を広げて、子どもの成長を支えることは子どもの権利を尊重することにつながることに気付かせる。</li> </ul> <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族であるなしを問わず、法の下、一人一人の子どもがもつ権利は最大限尊重されるべきであることを確認する。</li> </ul> <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の心身の発達の特徴を理解し、子どもの気持ちを考えながら信頼関係を築くことができるコミュニケーション技能を身に付けさせる。</li> </ul>	<p>資料等</p> <p>○資料：「子どもの食事場面の図」（教科書）</p> <p>○資料：「親の子どもへの関わり方（自作）」</p> <p>○資料：子育て支援の例の紹介（教科書）</p> <p>○資料：「子育て通信」（S市）</p> <p>○資料：「児童の権利に関する条約 前文（抜粋）」「児童憲章前文」「児童福祉法総則（抜粋）」（教科書）</p>

個別の人権課題		高齢者		
校種	小学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	○
対象学年	第4学年		価値的・態度的側面	○
教科等	社会		技能的側面	◎
単元名	なくそうこわい火事			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

地域社会における防災の取組について関心をもち、資料や聞き取り等を活用して調べることを通して、人々の安全を守るための消防署や関係諸機関の働きとそこに従事する人の働きや地域の人々の工夫や努力を考え、表現することができる。

### (2) 単元の計画

- 1次・・・わたしたちのまちの火事
- 2次・・・消ぼうしょへ見学に行こう
- 3次・・・学校を火事から守るために
- 4次・・・大きなさい害にそなえる（本時を含む）

## 2 学習指導要領の該当箇所

小学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2各学年の目標及び内容・〔第3学年及び第4学年〕

### 2 内容

(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

- ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
- イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

## 3 本時の目標

地域の人々の防災に対する取組について資料をもとに理解するとともに、災害時には、高齢者等の社会の中で弱い立場の人々が様々な支援を必要としていることを踏まえて、それらの人々の立場に立って必要な支援の在り方を考えることができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、地域社会における災害及び事故の防止について学習する中で、個別の人権課題の一つである「高齢者」に関連する内容を取り扱います。具体的には、自分たちの住んでいる地域で起きた火事を事例として、消防署や市役所などの関係機関の働きとそこに従事している人々の努力や工夫について理解を深めるとともに、地域には高齢者をはじめとする様々な立場の人々が居住しており、特に社会の中で弱い立場にある人々が困っている状況や具体的な苦勞等を想像しながら、それぞれの立場に立ってニーズに応じた必要な支援を考えることの重要性に気付かせることを大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識
価値的・態度的側面	多様性に対する開かれた心と肯定的評価
技能的側面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能

## 6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・臭気火災報知器を紹介し、なぜこのような装置が必要なのか考えさせる。</p> <p>・様々な支援を必要としている人々がいることに気付く。</p> <p>【課題】災害が起こった時に、自分たちが住む地域の高齢者の方々が安全に避難するためにはどのような支援が必要だろうか？</p>		<p>○資料「臭気火災報知器のチラシ」</p>
<p>■学習活動（グループ）</p> <p>【お年寄りが避難する時に、どのような難しさがあり、どのような支援が必要か考え、グループごとに「だれ一場面一困ること」の形で整理して「助ける方法」を話し合おう。】</p> <p>(例) 耳の遠いお年寄りは避難が必要なことに気付けない。  (例) 足の不自由なお年寄りは逃げ遅れるかもしれない。  (例) 携帯電話を使えないお年寄りは助けを呼べない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすー避難ー早く逃げられない ⇒助ける人を事前に決めておく</li> <li>・お年寄りー火事ー消火できない ⇒力の不要な消火器</li> <li>・耳の遠い人ー避難ー気付かない ⇒視覚でわかる警報装置 など</li> </ul> <p>■学習活動</p> <p>【グループで考えたことを発表し合い、気付いたことや疑問に思ったことを全体で交流しよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助けの必要なお年寄りがどこにいるか、どうすれば分かるのか。</li> <li>・緊急ボタンのつながる先はどこにすればよいか。</li> <li>・設備の整った老人ホームなどで生活すれば安心できるのではないか。</li> </ul>	<p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の立場に立つて様々な状況を想像させることで、高齢者の置かれている不自由さや大変さに気付かせる。</li> </ul> <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容するための諸技能</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者だけでなく、障害者や外国人等、支援を必要とする人は多様であるという見方をもたせる。</li> </ul>	
<p>■学習活動</p> <p>【お年寄りはどんな思いをもっているのか、お年寄りが書いた手紙を読んで考えてみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホームに入るにはお金がかかるし、住み慣れた自宅で暮らし続けたいと願っている人もいる。</li> </ul> <p>■学習活動</p> <p>【資料「A市の避難行動に関する資料」からA市がどのような支援を行っているか読み取ろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の自治会はA市と協力して、要支援者のリスト作成を進めており、町内の要支援者は〇〇名いる。</li> <li>・リスト作成済みの自治会の割合は□□%であり、リスト作成のこともっと知ってもらう必要がある。</li> <li>・日頃から要支援者を把握し、必要な備えをしておくべきである。</li> </ul> <p>【まとめ】災害などの支援においては、要支援者の状況やニーズに応じた多様な支援策が必要であり、市役所や地元の自治会は協力して支援しようとしている。</p>	<p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性に対する開かれた心と肯定的評価</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間には一人一人にそれぞれの気持ちがあり、それらをできるだけ尊重しながら支援策を考えようとする姿勢が大切であることに気付かせる。</li> </ul> <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体は様々な住民のことを考え、支援策を講じていることを確認する。</li> </ul>	<p>○資料「お年寄りの手紙」</p> <p>○資料「A市の避難行動に関する資料」</p>

個別の人権課題			障害者	
校 種	中学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	○
対 象 学 年	第3学年		価値的・態度的側面	◎
教 科 等	保健体育		技能的側面	
単 元 名	文化としてのスポーツ			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

スポーツが、人々の生活や人生を豊かにするかけがえのない文化となっていること、また、そのような文化としてのスポーツが世界中に広まっていることによって、現代生活のなかで重要な役割を果たしていることなど、スポーツのもつ多様な意義について理解することができる。

### (2) 単元の計画

- 1次・・・現代生活におけるスポーツの文化的意義
- 2次・・・国際的なスポーツ大会が果たす文化的な意義や役割
- 3次・・・人々を結びつけるスポーツの文化的な働き（本時）

## 2 学習指導要領の該当箇所

中学校学習指導要領・第2章・第7節保健体育・第2各分野の目標及び内容・〔体育分野第3学年〕

2 内容 H 体育理論
(1) 文化としてのスポーツの意義について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 文化としてのスポーツの意義について理解すること。
(ア) スポーツは、文化的な生活を営みよりよく生きていくために重要であること。
(イ) オリンピックやパラリンピック及び国際的なスポーツ大会などは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること。
(ウ) スポーツは、民族や国、人種や性、障害の違いなどを超えて人々を結び付けていること。
イ 文化としてのスポーツの意義について、自己の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えること。
ウ 文化としてのスポーツの意義についての学習に自主的に取り組むこと。

## 3 本時の目標

障害の有無に関わらず自己の限界に挑戦できるなどのスポーツのもつ多様な価値について理解するとともに、スポーツが国や人種の違い、障害の有無などを超えて人々を結びつけていることに関心を持ち、文化としてのスポーツの意義を考え、わかりやすく表現することができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、「文化としてのスポーツの意義」について学習する中で、個別の人権課題の一つである「障害者」に関連する内容を取り扱います。パラリンピックで自己の限界に挑戦したり、交流行事でユニバーサルスポーツを楽しんだりするなど、障害のある者となない者の違いを超えてスポーツは人々を結び付けていることに気付き、スポーツのもつ様々な役割や価値について理解を深めることを大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識
価値的・態度的側面	多様性に対する開かれた心と肯定的評価 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度

6 本時の学習過程

学習内容・活動等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・前時までの学習内容を振り返る。</p> <p>・スポーツには健やかな心身の育成や自分の身体的な可能性を広げる自己開発、いろいろな人々との交流などの意義がある。</p> <p>・国際的なスポーツ大会であるオリンピックには、大切にしている理念（オリンピズム）があり、国際親善や世界平和の実現に大きな役割を果たしている。</p> <p>【課題】様々な交流行事で行われるスポーツは、どのような考え方を大切にして行われているのだろう。</p> <p>・内閣府が行った「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」の中の「東京オリンピック・パラリンピックで期待される効果」の項目に対する回答で、「障がい者への理解の向上」が44.4%と最も高かったことを紹介する。</p> <p>■学習活動</p> <p>【パラリンピックはどのように始まり、広がっていったのだろう？】</p> <p>・ルードウィッヒ・グットマン医師が1948年にロンドンオリンピックにあわせてロンドン郊外の病院で退役軍人の車いす患者によるアーチェリー大会を開催し、これがパラリンピックの原点となった。</p> <p>・現在では、競技性の高い国際的なスポーツ大会に発展しており、「もう一つの (Parallel) +オリンピック (Olympic) =パラリンピック (Paralympic)」と呼ばれている。</p> <p>・競技ルールや使用する器具等を工夫することで、障害のある選手が国や人種などの違いを超えて、共に競い合うことができる。</p> <p>■学習活動</p> <p>【ユニバーサルスポーツとはどのようなスポーツか、競技内容やルールを調べて発表しよう。】</p> <p>・キンボール、ユニカール、ボッチャなどユニバーサルスポーツと呼ばれるスポーツが考案されている。</p> <p>・競技内容やルールを調べて、わかりやすく説明する。</p> <p>■学習活動（グループ）</p> <p>【そのような競技内容やルールを採用しているのはなぜだろう。】</p> <p>・競技内容・ルールともに、対象者を限定するのではなく、性別、体格、体力、年齢、障害の有無など、違いがあっても同じルールの下で多様な人々が参加できる、という考え方を大切にしているから。</p> <p>・交流行事等、様々な場所で大会等が開催されている。</p> <p>【まとめ】スポーツは国籍や人種、年齢や性別の違い、障害の有無等を超えて様々な人々が参加できたり競い合えたりするという考え方を大切にして行われている。</p>	<p>人権教育との関わり等</p> <p>【価値的・態度的側面】</p> <p>・多様性に対する開かれた心と肯定的評価</p> <p>【指導上のポイント】</p> <p>・多様性を認め、誰もが個性や能力を發揮し活躍できる公正な機会が与えられている場であることに気付かせる。</p> <p>【知識的側面】</p> <p>・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識</p> <p>【指導上のポイント】</p> <p>・誰もが参加できるタイプのスポーツが新たに考えだされ、広まっていることに気付かせる。</p> <p>【価値的・態度的側面】</p> <p>社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度</p> <p>【指導上のポイント】</p> <p>・創意工夫することで、誰もが参加できるような競技になることを知り、社会の在り方についても同じであることに気付かせる。</p>	<p>資料等</p> <p>○資料「オリンピック・シンボル」</p> <p>○資料「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査（平成27年度）（抜粋）」</p> <p>○資料「パラリンピックの競技用器具の写真」</p> <p>○資料「ユニバーサルスポーツに関する資料」</p>



個別の人権課題		同和問題	
校種	高等学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面 ◎
対象学年等	第3学年		価値的・態度的側面 ○
教科等	日本史B		技能的側面
単元名	社会運動の勃興		

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

大正期に起こった様々な社会運動の特色や動向を理解し、それらの社会運動が起こった背景について考察することができる。

### (2) 単元の計画

1次・・・労働運動，農民運動，社会主義運動

2次・・・女性解放運動，部落解放運動（本時）

## 2 学習指導要領の該当箇所

高等学校学習指導要領・第2章・第2節・第4日本史B

### 2 内容

#### (5) 両世界大戦期の日本と世界

##### ア 政党政治の発展と大衆社会の形成

政治や社会運動の動向，都市の発達と農山漁村の変化及び文化の大衆化に着目して，政党政治の発展，大衆社会の特色とその成立の背景について考察させる。

また、「高等学校学習指導要領解説 地理歴史編 日本史B」では、次のように示されています。「『政党政治の発展』については、それを可能にしたデモクラシーの思潮など国内外の政治思想や、都市化の進展など経済・文化の新たな状況に着目して、日露戦争頃からの国民各層の政治意識の変化、第一次護憲運動や米騒動、原敬内閣の成立、普選運動や護憲三派内閣の成立などについて考察させるとともに、二大政党による政党内閣制の憲政史上における意義に気付かせる。また、無産政党の動向や軍部の台頭にも触れる必要がある。その際、議会内のみでなく、民主主義的風潮の高まりや海外からの社会運動の影響を受けて、この時期の国民各層の間にどのような政治・経済上の主張や要求があったのかに留意して、社会主義運動や労働運動、農民運動、部落解放運動、女性の地位向上を目指す運動などの動向に着目させる。」

## 3 本時の目標

女性解放運動や部落解放運動について、運動を推進した主体や運動の目的等を理解するとともに、それらの運動の特徴や運動が起こった背景を考察することを通して、大正期の社会運動の特色を考え表現することができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、女性解放運動や部落解放運動について学習する中で、個別の人権課題の一つである「同和問題」に関連する内容を取り扱います。具体的には「部落解放運動」の動向に着目し、国民の意識や政治の動きについて考察します。「全国水平社綱領」などの原典資料を読むことを通して、部落解放運動を展開する際に大切にされた理念について理解を深めます。また、教科書では戦後に位置付けられている「同和对策審議会答申」についても、全国水平社との関わりの中で扱うことで、答申と水平社の歴史的な関係の理解を深めることも大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
価値的・態度的側面	人間の尊厳，自己価値及び他者の価値を感知する感覚

## 6 本時の学習過程

学習内容・活動等	人権教育との関わり等	資料等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前時の学習内容を振り返る。</li> <li>・労働運動，農民運動，社会主義運動とは，それぞれのどのような社会運動だったか。</li> </ul>		
<p>【課題】女性解放運動や部落解放運動について調べ，大正期に起こった社会運動の特色をまとめよう。</p>		
<p>■学習活動</p> <p>【「女性解放運動」とはどのような社会運動なのだろう？】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平塚らいてうは，大学の同級生を中心に青鞥社を結成し，文学活動による女性解放を目指した。</li> <li>・平塚らいてうや市川房枝らは東京上野で「新婦人協会」を結成して治安警察法第5条の改正に取り組んだ。</li> </ul> <p>■学習活動</p> <p>【治安警察法を読み，第5条の内容を確認しよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の政治活動を禁止する旨が記されている。</li> <li>・治安警察法の改正案は，1921年の議会で衆議院を通過したが貴族院で否決された。しかし，その後も運動を続け，翌22年の議会で改正案が成立した。</li> <li>・1924年婦人参政権獲得期成同盟会が結成され，婦人公民権などの獲得を目標に掲げた。市川はこの運動にも参加した。</li> </ul>	<p>○資料「青鞥」</p> <p>○資料「新婦人協会の写真」</p> <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『青鞥』創刊号の表紙絵は高村智恵子が描き，与謝野晶子も「山の動く日来る」と題する詩を寄稿するなど，各方面の女性から支持され広がりを見せたことに気付かせる。</li> </ul>	
<p>■学習活動</p> <p>【「部落解放運動」とはどのような社会運動なのだろう？】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米騒動の発生や，西光万吉らは原内閣が進めた融和政策に頼ることなく，被差別部落の住民が団結して部落差別の撤廃を目指す運動を進めようとした。</li> <li>・1922年に京都市の岡崎公会堂で全国水平社の設立大会が開催され，設立に際して「水平社宣言」が出された。</li> </ul>	<p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の尊厳，自己価値及び他者の価値を感じる感覚</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・綱領には「部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」とあり，自ら行動することで差別からの解放を目指した運動であることに気付かせる。</li> </ul>	<p>○資料「荊冠旗の写真」</p>
<p>■学習活動（グループ）</p> <p>【「全国水平社綱領」をグループで読み，どのような理念に基づいて運動を展開したのかまとめよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の行動によって解放を目指すこと</li> <li>・人間性の原理（人間の尊厳，平等・自由の原理）に基づいて全ての人間の解放を目指すこと</li> </ul>		<p>○資料「全国水平社綱領・宣言」</p>
<p>■学習活動（グループ）</p> <p>【これまで学んできた大正期の社会運動に共通する特色とは何か考えよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国の動向に影響を受けるなどして，日本でも民主主義的な風潮が広がっていた。</li> <li>・国民各層（労働者，農民，被差別部落民，女性等）それぞれに要求を訴えていこうという意識の変化があった。</li> </ul> <p>【まとめ】大正期の社会運動は，民主主義的風潮の高まりの中で国民各層の意識が変化し，それぞれの政治・経済上の主張や要求を訴えた，という特色がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦後の同和对策事業にどのようにつながっていくのだろう。</li> </ul>	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦後，全国水平社は1946年に部落解放全国委員会に引き継がれ，1955年に部落解放同盟と改称されたことや，日本国憲法で基本的人権が保障されたが差別はなくなり，政府は1965年の同和对策審議会答申に基づき，1969年に同和对策事業特別措置法を施行したこと，などに触れることで，水平社の運動と戦後の同和对策との関連について理解を深めさせる。</li> </ul> <p>○資料「日本国憲法」「同和对策審議会答申」</p>	

個別の人権課題		アイヌの人々		
校種	小学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年	第6学年		価値的・態度的側面	○
教科等	社会		技能的側面	○
単元名	わたしたちのくらしと憲法			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

日本国憲法と自分たちの生活との関わりについて関心をもち、政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることや国民生活には政治の働きが反映されていることを理解するとともに、日本国憲法と我が国の政治や国民生活との関わりについて考察し、調べたことや考えたことを適切に表現することができる。

### (2) 単元の計画

- 1次・・・日本国憲法の三大原則
- 2次・・・基本的人権の尊重（本時を含む）
- 3次・・・平和主義
- 4次・・・国民生活と日本国憲法

## 2 学習指導要領等の該当箇所

小学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2・第6学年

2 内容
(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。
ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。
イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

## 3 本時の目標

未だに基本的人権の保障が十分ではない状況があることについて、アイヌの人々などの具体的な事例を通して理解するとともに、様々な伝統や文化が共生できる社会の実現に必要なことを考え、表現することができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法と政治や国民生活との関わりについて学習する中で、個別の人権課題の一つである「アイヌの人々」に関連する内容を取り扱います。その際、先住民族であるアイヌの人々は独自の伝統や文化をもっていることについて理解するとともに、日本国憲法で保障されている基本的人権が全ての人に保障され、様々な伝統や文化が共生できる社会の実現が大切であることについて理解を深めることも大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
価値的・態度的側面	多様性に対する開かれた心と肯定的評価 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度
技能的側面	他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性



6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・前時に学習した、日本国憲法で保障される基本的人権の種類と、新しく主張されるようになった基本的人権（プライバシー権、環境権、知る権利）を確認する。</p> <p>・自分たちが住んでいる県や市が作成した資料を見て、国や地方自治体の取組は日本国憲法の考え方に基づいて行われていることを確認する。</p> <p>・身体障害者スポーツ大会の開催（県の広報誌）</p> <p>・市役所の施設のユニバーサルデザイン化（市役所広報誌）など</p> <p><b>■学習活動</b></p> <p>【未だに基本的人権の保障が十分ではない状況はないか考えよう。】</p> <p>・女性に対する不利益な扱いや障害者に対する差別、外国人やアイヌの人々に対する差別や偏見等が社会の中に見られる。</p> <div data-bbox="188 840 810 969" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【課題】日本国憲法における基本的人権が全ての人に保障されるために大切なことは何か、アイヌの人々の事例を通して考えよう。</p> </div> <p><b>■学習活動</b></p> <p>【資料を読み、アイヌの人々についての基本的なことを理解しよう。】</p> <p>・アイヌの人々とは、北海道の先住民族であり、固有の言語、伝統的な儀式・祭事、独自の習慣などをもっている。</p> <p>・明治時代、政府は独自の言語や生活習慣を禁じ、日本語による教育を強制するなど、アイヌの人々の権利を制限する政策をとった。</p> <p>・アイヌの人々に対する理解が十分でなく、法的には等しく国民でありながら差別された歴史がある。</p> <p>・それぞれにもつ独自の文化や権利を尊重しながら共存していくことが大切である。</p> <p><b>■学習活動（グループ）</b></p> <p>【これからもこれらの基本的人権が保障されるために、私たちは何を大切にしなければならないか、グループで話し合ってみよう。】</p> <p>・世界には様々な人々が様々な場所で独自の伝統や文化を大切にしながら生きていることを知る大切である。</p> <p>・自分のことだけを考えるのではなく、他の人のことも尊重することが必要である。</p> <p>・全ての人の権利が保障されるよう、国や地方自治体に求めていくことが必要である。</p> <div data-bbox="188 1854 810 1984" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【まとめ】時代や社会の変化に応じて、基本的人権が常に全ての人に保障されているか、考えたり見直したりしていくことが大切である。</p> </div>	<p><b>【知識的側面】</b></p> <p>・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識</p> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <p>・アイヌの人々は、過去に土地を奪われたり、日本語を強制されたりするなど、生活の基盤や独自の文化を奪われた歴史があることを説明する。</p> <p><b>【技能的側面】</b></p> <p>・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性</p> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <p>・もし自分が大切にしてきたものを、一方的に奪われたり壊されたりしたらどう感じるか考え、アイヌの人々の気持ちを想像させる。</p> <p><b>【価値的・態度的側面】</b></p> <p>・多様性に対する開かれた心と肯定的評価</p> <p>・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度</p> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <p>・基本的人権を保持するためには、人権が守られているかを見直したり、守られるよう求めたりすることが必要であることに気付かせる。</p>	<p>○公益財団法人アイヌ民族文化財団資料「アイヌ民族：歴史と現在」</p> <p>○広島県資料『『気づき』から『きずな』へ』</p> <p>○アイヌ文化振興法（教科書）</p>

個別の人権課題		外国人		
校種	小学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年	第6学年		価値的・態度的側面	○
教科等	社会		技能的側面	○
単元名	わたしたちのくらしと憲法			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

国民生活と日本国憲法の関わりについて資料等を活用して調べることを通して、日本国憲法の三原則やくらしのなかの権利と義務、平和に関する取組等について、自分たちの生活とのつながりや憲法の役割について考えることができる。

### (2) 単元の計画

- 1次・・・日本国憲法の三原則
- 2次・・・基本的人権について（本時を含む）
- 3次・・・世界の平和に日本が果たす役割

## 2 学習指導要領の該当箇所

小学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2各学年の目標及び内容・〔第6学年〕

### 2 内容

- (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。
- ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。
  - イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

## 3 本時の目標

全ての人々が大切にされ安心して生活できる社会を実現するという日本国憲法の基本的な考え方と、X市が多言語のゴミ出しカレンダーを作成していることの意義を関連付けて考えることを通して、地方公共団体の役割（行政サービス）を理解し、説明することができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法と政治や国民生活との関わりについて学習する中で、個別の人権課題の一つである「外国人」に関連する内容を取り扱います。具体的には、国や地方自治体は日本国憲法に基づいて行政サービスを行うこと、その日本国憲法には基本的人権の尊重の考え方があり、外国人等を含む全ての住民のことを考え、一人一人が安心して幸せに生活ができるよう行政を進めていくことが大切であることについて理解を深めることを目指しています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
価値的・態度的側面	社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度
技能的側面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

## 6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・ X市が作成した英語、中国語、韓国語、フランス語などで記されているゴミ出しカレンダーを見せる。</p> <p>・ 点字のゴミ出しカレンダーも作られている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【課題】なぜA市は、外国から来て日本語のわからない人でも読めるように、様々な言語で書かれたゴミ出しカレンダーを作成しているのだろうか？</p> </div> <p>・ 理由を予想してノートに書く。</p> <p>・ 日本語が読めない外国人の数が増えてきたのではないか。</p> <p>・ 分別は全ての人がやらないといけないからではないか。</p> <p>・ 市役所で働いている人の話では、日本国憲法の考えに基づき、X市は全ての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めている。</p> <p><b>■学習活動</b></p> <p>【市役所の人という、ユニバーサルデザインにつながる「日本国憲法の考え」とはどのような考え方なのか、教科書にある日本国憲法の抜粋を読み、関わりがある箇所を抜き出してみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的人権が保障されている。(第11条)</li> <li>・ 個人として尊重される。(第13条)</li> <li>・ 誰もが平等である。(第14条)</li> <li>・ 日本国憲法には、全ての人が尊重され、誰もが安心して生活できることが大切である、という考え方が示されている。</li> <li>・ 日本国憲法は、国の基本的なあり方を定めており、国や地方自治体は日本国憲法に基づいて政治を行う必要があることを確認する。</li> </ul> <p><b>■学習活動</b></p> <p>【カレンダー以外にも、この「日本国憲法の考え」に基づいて作られたものを市役所内から探して、その理由を考えてみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足でボタンが押せるエレベーター</li> <li>・ 多目的トイレ</li> <li>・ 日本語が読めなくても意味が伝わる表示(ピクトグラム)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【まとめ】日本国憲法は、誰もが安心して幸せに生活できるよう、個人を尊重することを定めており、X市はこの考え方に基づいて全ての人が安心して生活できるまちづくりを進めている。</p> </div> <p><b>■学習活動(ペア)</b></p> <p>【初めて日本に住む外国の人の立場を想像し、災害時の避難場所を示した看板の意味が伝わるような工夫を考えて、アイデアをX市に提案してみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各自でアイデアをまとめ、発表し合い、お互いのアイデアのよいと思ったところをプリントに書く。</li> </ul>	<p>人権教育との関わり等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【技能的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性</li> </ul> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人や日本語が分からない人など様々な立場の人々の置かれている状況や困っている状況を想像させる。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【知識的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解</li> </ul> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国憲法で保障されている基本的人権の内容について条文を読みながら基本的な考え方を確認する。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【知識的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識</li> </ul> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法とは権力を縛るルールであることを確認する。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【価値的・態度的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度</li> </ul> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような人であっても、災害時の避難に困ることがないように配慮できている社会の実現が大切であることに気付かせる。</li> </ul> </div>	<p>資料等</p> <p>○資料「多言語で書かれたゴミ出しカレンダー」</p> <p>○資料「市役所の人の話」</p> <p>○資料「日本国憲法(抄)」</p> <p>○資料「X市役所内の施設の写真」</p>

個別の人権課題		H I V感染者・ハンセン病患者等		
校種	中学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年	第3学年		価値的・態度的側面	○
教科等	保健体育		技能的側面	○
単元名	感染症の予防			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

感染症は病原体が主な原因となって発生し、発生源をなくす、感染経路を遮断する、主体の抵抗力を高めることで予防できることを理解することができる。

### (2) 単元の計画

- 1次・・・感染症の原因と予防
- 2次・・・性感染症とその予防
- 3次・・・H I Vについて（本時）

## 2 学習指導要領の該当箇所

中学校学習指導要領第2章第7節保健体育・第2各分野の目標及び内容〔保健分野〕

2 内容
(1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。
(オ) 感染症は、病原体が主な要因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。
3 内容の取扱い
内容の(1)のアの(オ)については、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする。

## 3 本時の目標

エイズの疾病概念や感染経路について理解し、感染のリスクを軽減するための予防方法について考察するとともに、エイズの蔓延防止の取組等について関心をもつことができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、感染症の予防について学習する中で、個別の人権課題の一つである「H I V感染者・ハンセン病患者等」に関連する内容を取り扱います。具体的には、感染症及び性感染症の原因とその予防方法について正しく理解するとともに、エイズについても誤った知識や偏見ではなく正しい知識をもつことで感染を予防できることを理解することを大切にしています。

また、世界エイズデーでの取り組みを紹介することで、多くの分野の多くの人々がH I V感染者を支援したり啓発活動を行ったりしていることを知り、人権を擁護する活動に取り組んでいる人々の現状についての理解を深めることも大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識
価値的・態度的側面	人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
技能的側面	人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・レッドリボン運動のポスターを紹介し、エイズについて関心を高める。</p> <p>【課題】エイズとはどのような病気で、どのようにすれば予防できるのだろうか？</p> <p>■学習活動</p> <p>【エイズとはどのような病気なのだろうか？】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エイズとは、HIV という病原体（ウイルス）が引き起こす免疫の病気である。</li> <li>・感染してから発病するまでの潜伏期が長いことが特徴であり、その期間は無症状であり感染に気付かないこともある。</li> <li>・国立感染症研究所は最も深刻な感染症の一つに挙げている。</li> <li>・感染経路には「性的接触による感染」「血液を介しての感染」「母子感染」の3つがある。</li> <li>・3つの感染経路について、内容をノートにまとめる。</li> </ul> <p>■学習活動</p> <p>【「感染する」と誤解されやすい日常生活の行為にはどのようなものがあるか考え、資料で確認しよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HIV の感染力は弱く、風呂、プール、握手、蚊、咳、くしゃみ、汗、便座、電車のつり革などは共用しても HIV には感染しない。</li> </ul> <p>■学習活動</p> <p>【エイズを予防するにはどうすればよいのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者の血液、精液、膣分泌液に直接触れないようにすることが基本であることや、感染経路の約9割が「性的接触による感染」であることを資料から読み取り、それを避けることが最も有効であることを確認する。</li> <li>・感染の危険性を少なくするためには、コンドームを使用することが有効であることを確認する。</li> <li>・保健所や保健センターなどの保健機関で無料で HIV の検査を実施している。</li> </ul> <p>【まとめ】エイズとは HIV ウイルス感染が引き起こす潜伏期間の長い感染症であり、血液に接触すること以外の日常生活上の行為では感染せず、性的接触を避けることが感染の予防につながる。</p> <p>■学習活動</p> <p>【世界エイズデーではどのような取組が行われているのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月1日は「世界エイズデー」であり、エイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO が1988年に制定したもので、各国でエイズに関する啓発活動が行われている。</li> <li>・厚生労働省の資料やインターネットを使って、日本でどのような啓発活動が行われているか調べてみよう。</li> </ul>	<p>人権教育との関わり等</p> <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った認識から感染者や患者が偏見や差別を受けている状況があることに触れ、正しい知識に基づき判断する力が必要であることを説明する。</li> </ul> <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい知識をもつことが自分も他者も大切にすることにつながることを確認する。</li> </ul> <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識</li> </ul> <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本でもライブイベントや街頭キャンペーン等の啓発活動が行われており、芸能人等を含めた多くの人々が HIV 感染者や患者を支援していることを知り、そのような活動に主体的に関わることもつ意義を考えさせる。</li> </ul>	<p>資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資料「レッドリボンのポスター」</li> <li>○資料「レッドリボン」</li> </ul> <p>○資料「保健センターのHP」</p>



個別の人権課題		インターネットによる人権侵害		
校 種	高等学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	○
対象学年等	第1学年		価値的・態度的側面	◎
教科等	社会と情報		技能的側面	○
単元名	望ましい情報社会の創造を目指して			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

情報化が社会に及ぼす影響と課題を理解するとともに、情報技術を適切に活用する必要性を認識する。また、情報化の進展が社会に及ぼす影響や個人の責任等の面から情報社会の特性や在り方について考え、望ましい情報社会の創造に向けて責任を自覚して行動することができる。

### (2) 単元の計画

- 1次・・・情報と情報社会
- 2次・・・社会の変化と個人の責任
- 3次・・・情報社会の問題と個人情報の保護（本時）
- 4次・・・メディアの特徴とメディアリテラシー

## 2 学習指導要領の該当箇所

高等学校学習指導要領・第2章・第10節情報・第2款・第1 社会と情報

### 2 内容

#### (3) 情報社会の課題と情報モラル

##### ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題

情報化が社会に及ぼす影響を理解させるとともに、望ましい情報社会の在り方と情報技術を適切に活用することの必要性を理解させる。

##### ウ 情報社会における法と個人の責任

多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのため法規及び個人の責任を理解させる。

## 3 本時の目標

情報社会における個人情報の扱い方について、個人情報の種類やプライバシー情報の漏洩を防ぐための正しい知識を身に付け、被害者にも加害者にもなり得るという自覚をもち、望ましい情報社会を実現するために必要なことは何かを考え、表現することができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、情報社会の課題と情報モラルを学習する中で、個別の人権課題の一つである「インターネットによる人権侵害」に関連する内容を取り扱います。情報化が社会に及ぼす影響と課題や情報社会における法と個人の責任について理解を深め、社会の一員としての役割を果たし、望ましい情報社会の創造に向けて主体的に参画する態度を養うことを大切にしています。情報技術の活用においては、プライバシーの侵害や誹謗・中傷の問題について考え、責任ある行動をとることができる態度を養うことも大切にしています。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
価値的・態度的側面	人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
技能的側面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

## 6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>・前時の学習内容を確認する。</p> <p>・情報社会が進展する中で、自分たちの生活を脅かす事件や問題も発生するなど、情報社会に影の部分がある。</p> <p>・問題の一つに個人情報の流出がある。</p> <p>【課題】情報社会の中で私たちが情報を取り扱う際、個人情報保護の観点から気を付けるべきことを考え、まとめよう。</p> <p>■学習活動</p> <p>【個人情報にはどのようなものがあるのか整理してみよう。】</p> <p>・いくつかを組み合わせると個人が特定できる情報のことを個人情報という。</p> <p>・氏名や性別、住所、生年月日などの基本的事項に加えて、婚姻歴や親族関係など家庭生活等に関するものや、職歴、資格、勤務評価等の社会生活等に関するもの、資産、収入、納税額等の経済活動に関するものなど、多様な情報が含まれる。</p> <p>■学習活動（グループ）</p> <p>【例えばアンケートで意識調査に協力する際に、回答する時に慎重さを要する項目はどれか考えよう。】</p> <p>・血液型、電話番号、好きな映画、好きな食べ物、部活動、氏名、住所等</p> <p>・慎重さを要する項目とその理由をホワイトボードに記入し、グループごとに発表する。</p> <p>■学習活動</p> <p>【個人情報が流出した事例をもとに、これまでの自分たちの経験なども踏まえながら、流出の原因を分析して、流出を未然に防止するために必要なことをまとめてみよう。】</p> <p>(例) 個人情報が記録されたファイルを添付した電子メールを誤送信した。</p> <p>(例) 個人情報を記録した媒体を紛失した（盗難にあった）。</p> <p>(例) SNS上に保存した個人情報が誰でも閲覧できる状態になっていた。</p> <p>・悪意をもって個人情報を不正に入手しようとする場合もある。</p> <p>(例) スパイウェア、フィッシング、コンピュータウイルスなどがある。</p> <p>・コンピュータセキュリティをかけたか、個人情報は別媒体に記憶させたりするなど、費用や労力をかけてでも厳重に管理する必要がある。</p> <p>【まとめ】個人情報に関する正しい知識を身に付けるとともに、個人情報を取り扱う際には、他者の権利を侵害することにならないか常に考えることが大切であり、一人一人が被害者にも加害者にもなりうる可能性があることを自覚する必要がある。</p>	<p>人権教育との関わり等</p> <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような情報が流布するとプライバシーの侵害につながる危険性があるか想像させる。</li> </ul> <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分と同様に他者にも権利があることや情報を取扱う際には責任が伴うことなどを確認し、一人一人の責任ある行動が相互に関連しながら情報社会を成り立たせているという自覚をもたせる。</li> </ul> <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う態度。</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の情報の取扱いによって、自覚のないまま他者の権利の侵害に加担してしまうことがあることに気付かせ、情報管理について責任ある行動とは何か考えさせる。</li> </ul>	<p>資料等</p> <p>○意識調査アンケートの事例</p>

個別の人権課題		北朝鮮当局による拉致問題等		
校種	中学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	◎
対象学年	第3学年		価値的・態度的側面	○
教科等	社会		技能的側面	○
単元名	これからの地球社会と日本			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

国際社会における文化や宗教の多様性について理解するとともに、世界平和の実現と人類の福祉の増大を実現するためには国境を越えた協力が必要であることに気づき、国際社会における日本の国際貢献の在り方について、多面的・多角的に考察し表現することができる。

### (2) 単元の計画

- 1次…文化の多様性の尊重
- 2次…日本の外交の現状と課題（本時を含む）
- 3次…日本の領土をめぐる問題の現状
- 4次…世界とつながる日本、世界平和のために

## 2 学習指導要領の該当箇所

中学校学習指導要領第2章第2節社会・第2各分野の目標及び内容・〔公民的分野〕

### 2 内容

#### (4) 私たちと国際社会の諸課題

##### ア 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解させる。

## 3 本時の目標

国際社会が抱える課題の一つに「北朝鮮における人権状況」があることを知り、その解決に向けた国際社会の取組や日本が果たしている役割について理解するとともに、国際社会が抱える課題の解決に関心をもつことができる。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、国家間の相互の主権の尊重と協力、国際機構などの役割などについて学習する中で、個別の人権課題の一つである「北朝鮮当局による拉致問題等」を取り扱います。「北朝鮮当局による拉致問題等」は日本の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会が協調してこの問題を解決していく必要があることについて理解を深めるとともに、国際社会において日本が果たすべき役割について考察することも大切にしています。

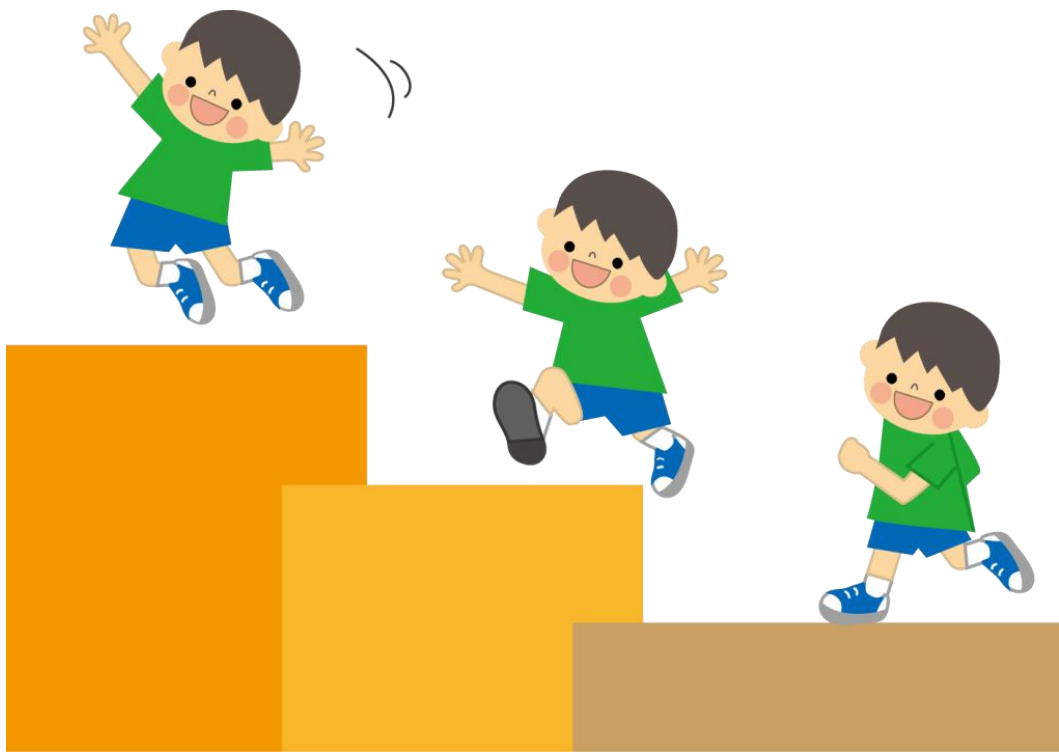
## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
価値的・態度的側面	人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度
技能的側面	人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別をみきわめる技能



6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p><b>■学習活動</b></p> <p>【前時に視聴したアニメ「めぐみ」の内容を振り返り、感じたことや気付いたことなどを出し合う。】</p> <p>(例) めぐみさんのご両親は親として我が子を取り戻したいという気持ちで行動しており、北朝鮮の人々を憎んでいるわけではない。</p> <p>(例) なぜご家族はアメリカ大統領に面会したり議会で演説したりしたのだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領土問題、核開発疑惑、民族・宗教紛争、環境問題など、国際社会が抱える課題の一つに北朝鮮に関する問題があることを説明する。</li> <li>・飢餓、政治犯と強制収容所、思想・表現の自由の侵害など、北朝鮮の人権状況は改善が必要であり、その中の一つに日本人拉致問題があり、この問題は国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であることを再確認する。</li> </ul> <p>【課題】北朝鮮の人権状況の改善に向けて、日本はどのような役割を果たしているのだろうか？</p> <p><b>■学習活動</b></p> <p>【日本国内ではどのような取組が進められているのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致問題対策本部の設置が設置されていることや拉致問題に係る法律が施行されていること、また、12月10～16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定め、「拉致問題を考える集い」等の様々な活動を国や地方公共団体がしている事例を紹介する。</li> <li>・ブルーリボンの取組を紹介する。 ブルーリボンとは、日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と家族を結ぶ「青い空」をイメージしている。</li> <li>・北朝鮮との間の輸出入を禁止するなど北朝鮮に対して様々な圧力を加え、拉致問題の解決に向けて行動するよう強く要求していることなどを説明する。</li> </ul> <p><b>■学習活動</b></p> <p>【日本政府は国際社会に対して、どのような働きかけを行っているのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本はEUと共同して北朝鮮人権状況決議を国連に提出している。</li> <li>・米国や韓国とも解決に向けて連携・協力している。</li> <li>・国際会議や首脳会談等あらゆる外交上の機会を捉えて拉致問題を提起し、外国からの理解と支持を得ている。</li> <li>・戦後の日本の外交は、平和主義と国際貢献を重視してきており、拉致問題の解決もこの方針に沿うものである。</li> </ul> <p>【まとめ】北朝鮮が抱える人権状況をはじめとする課題は、国際社会全体で解決すべき問題であり、日本政府は国内・国際社会の両面から主導的役割を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政府はこれからどのような取組ができるだろう。</li> </ul>	<p><b>【技能的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別をみきわめる技能</li> </ul> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮の一般の人々を一方向的に非難することは間違いであることに気付かせる。</li> </ul> <p><b>【知識的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識</li> </ul> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であることを確認する。※内閣官房拉致問題対策本部が作成したパンフレットにある「拉致問題Q&amp;A」などの活用も考えられる。</li> </ul> <p><b>【価値的・態度的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度</li> </ul> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致問題を生徒が自分と関わりがあることとして捉え、認識を深められるよう、啓発週間での様々な啓発事業を紹介する。</li> </ul> <p><b>【知識的側面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解</li> </ul> <p><b>【指導上のポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自由、正義、尊厳などの基本的人権に関わる概念は国際社会全体で共有すべき普遍的価値をもつことを確認する。</li> </ul>	<p>○資料「アニメ『めぐみ』」</p> <p>○資料「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年）」（抜粋）</p> <p>○資料「ブルーリボン」</p>



## 6 教科以外の実践事例

高齢者, 障害者 . . . . .	41
外国人 . . . . .	43

## 「総合的な学習の時間」の事例

個別の人権課題			高齢者, 障害者	
校 種	小学校	3 つ の 側 面	知 識 的 側 面	○
対 象 学 年	第3学年		価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	◎
教 科 等	総合的な学習の時間		技 能 的 側 面	◎
単 元 名	やさしい町にしたいね!			

### 1 目 標

学校の「総合的な学習の時間」の目標は、「主体的に課題を見つけて、考え、判断し、よりよく問題を解決する力を育むとともに、学び方やものの考え方を身に付け、探究活動等に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考える。」です。

### 2 概 要

3学年の「総合的な学習の時間」では、年間を通して自分たちの住む地域のよさを見つけるとともに、誰でも快適に暮らすことができる町にするために自分に何ができるか考え、提案するという活動を通して上記1の目標を達成するという計画としています。計画の概要は下の通り。この中で行われた「車椅子体験」「盲導犬体験」「福祉施設訪問」の3つの取組が特に人権教育と関わっています。

時期	単元名	主な内容
4～7月	やさしい町にしたいねⅠ	校内探検, 町探検, 地域のよさ調べ, 車椅子体験等
9～12月	やさしい町にしたいねⅡ	アイマスク体験, 盲導犬交流, 福祉施設訪問, 自分ができること
1～3月	やさしい町にしたいねⅢ	やさしい町点検, 地域の人に感謝, 理想の町地図作り

### 3 人権教育との関わり

「車椅子体験」では、二人一組で実際に車椅子に乗るだけでなく、バスに備えてあるリフトを使った車椅子移動まで体験し、障害者の方々の日常で生じる困難さの具体をより実感できる工夫を行っています。「盲導犬交流」でも、アイマスク・白杖体験と合わせて実施することで、視覚障害者の不自由さをとそれを支えようとする訓練士の熱意を感じられるような工夫を行っています。これら2つの体験活動は「障害者」の人権課題を考えることにもつながるものです。

「福祉施設訪問」では、出し物の披露に終わるのではなく、児童が入居者一人一人の似顔絵を描きプレゼントするという企画を取り入れ、児童と高齢者が直接会話できる機会を設定しています。この交流体験は「高齢者」の人権課題を考えることにもつながるものです。これらの活動を通して、自分たちの地域には様々な人々が暮らしていることを知り、すべての人々が大切にされ安心して暮らせる町づくりについて考えられるような内容となっています。

3つの側面については、次のような内容を育成できると考えられます。

知 識 的 側 面	人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識
価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 多様性に対する開かれた心と肯定的評価
技 能 的 側 面	能動的な傾聴, 適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

## 4 実際の様子と児童の感想



二人一組での車椅子体験



盲導犬体験



福祉施設訪問



似顔絵と一緒に

これらの体験活動後に、今よりもっとやさしい町にするために自分に何ができるか一人一人が考える場面を設定しています。最後に「理想の町（やさしい町）地図」を作成し、1年間の活動と自分の成長を振り返り、今後の学校生活への新たな目標を立てることとしています。様々な社会的弱者と交流したり体験したりした経験に基づき、自分たちの「町づくり」を考えさせているところに実践の特色があります。

### ■■■ 3つの側面との関わりが見られる児童の感想（抜粋）より ■■■

#### 【知識的側面】

- ・教科書にのっていた文章がいろいろ、盲導犬と訓練士についてくわしくおしえていただきました。
- ・盲導犬のてびき方法を体験したときに、目の不自由なかたはこんな感じで行動しているのだということがわかりました。
- ・「こんな訓練や仕事をやっていて、もうどう犬はすごいな」と思いました。

#### 【技能的側面】

- ・お年寄りの方々に楽しんでもらうために、笑顔で歌を歌うようにしました。
- ・練習のがんばりを福祉施設のみなさんに伝えようと思いました。
- ・に顔絵をかいてあげると、すごくうれしそうにっていて、ありがとうという気持ちがすごくつたわってきました。

#### 【価値的・態度的側面】

- ・これから、お年寄りが困っていたら手助けしたいです。重い荷物をはこんであげるとかです。
- ・おじいちゃんおばあちゃんを大切にして自分たちにできることをさがしてみたいです。できることがあればしたいです。
- ・まだまだ「やさしい町にしたいね！」の勉強を続けて、ふくしのことをもっと知ろうと思いました。

## 「総合的な学習の時間」の事例

個 別 の 人 権 課 題			外 国 人	
校 種	高等学校	3 つ の 側 面	知 識 的 側 面	◎
対 象 学 年 等	第1学年		価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	○
教 科 等	総合的な学習の時間		技 能 的 側 面	◎
単 元 名	ディベート「日本の移民の受け入れについて」			

### 1 目 標

学校の「総合的な学習の時間」の目標は、「自ら課題を見つけ、学び、考え、判断することを通して問題を解決する資質や能力を養うとともに、学び方やものの考え方を身に付け、主体的、創造的、協働的に問題解決や探究活動に取り組む態度を養い、自己の在り方生き方を考える。」です。

### 2 概 要

本実践は、1学年の「総合的な学習の時間」に大学生と連携して行われたディベートである。総合的な学習の時間の年間計画は右の通りで、主に3つの活動を通して上記の目標を達成する計画としています。

時期	主な学習活動
4～9月	新聞切抜き作品
9～10月	読書会
10～1月	ディベート（本事例）
2月	まとめ

### 3 ディベートの指導計画

- (1) ディベートのガイダンス、論題検討、大学生による模擬ディベート観察（6時間）
- (2) 役割分担、根拠資料準備、クラス内リハーサル（5時間）
- (3) 学年ディベート大会、振り返り（4時間）

### 4 人権教育との関わり

ディベートの実践を通して、上記1に示された目標を達成する中で「異なる他者の理解と共存に必要な力」を育むことができ、それが人権教育で育てたい資質・能力と重なると考えられます。

模擬ディベートの判定を全員が一度体験することで、公平に判断することの重要性に気付くことができます。また、役割分担と根拠資料準備の段階では、自分の思いや考えとは異なる立場に立ち、その立論を支える根拠となる資料を探したり分析したりすることで、異なる主張を建設的に理解し、受容することの難しさや大切さに気付くことができます。

さらに、「移民」の問題を考えることは、人種・民族・宗教・文化等の違いから生じる「外国人」の人権課題を考えることにもつながるものです。

3つの側面については、次のような内容を育成できると考えられます。

知 識 的 側 面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度
技 能 的 側 面	能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能 対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能 複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能



## 5 実際の様子と生徒の感想



ディベートの手法やディベートを行う意義について大学生から説明を受けた。ディベートの手順や事前の準備、必要となる力などについてメモをとっています。

大学生によるディベートの説明と実演



模擬ディベート時の判定の様子



大学生との振り返りの様子

大学生による模擬ディベートに判定者として参加し、内容と判定について振り返りました。対立軸の整理を行い、立論と反駁ができているか検討し、中立的な立場で判定できたか振り返っています。



在校生によるディベートの様子

判定者の立場に立った時、どのような力が重要になるのかを常に考えながら、全員がディベートに参加するという姿勢を一貫して大切にしました。判定者は、私見を差し挟まず、展開されている立論・反駁だけを判断材料として、論理性だけを公平・公正に判断することの困難さを体験しました。

### ■■■ 3つの側面との関わりが見られる生徒の感想（抜粋）より ■■■

#### 【知識的側面】

- ・論題に関わる「移民」についての資料を収集し読む中で、移民の人々の人権課題について知ることができた。
- ・世界中のさまざまな地域・国が抱えている移民の問題の複雑さについて知ることができた。

#### 【技能的側面】

- ・相手の意見を傾聴する力と自分の意見を簡潔かつ的確に表現する力が身に付いた。
- ・自らの考えを冷静かつ批判的に吟味する力が身に付いた。
- ・様々な条件や状況を考慮しながら、異なる意見や価値観をもつ人と議論する力の大切さに気付くことができた。

#### 【価値的・態度的側面】

- ・自分の考えと相対する主張に立ち、その根拠までさかのぼりながらその主張を支える価値観を考えることの重要性がわかった。他者理解や異文化理解とは何かについて今後も考え、それらを尊重していきたい。





## 7 関連資料

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・47
- 人権教育・啓発に関する基本計画・・・・・・・・・・48
- 広島県人権教育・啓発指針・・・・・・・・・・84
- 広島県人権教育推進プラン・・・・・・・・・・86

※ 広島県わたらしい生き方応援課作成の人権啓発冊子である「『気づき』から『きずな』へ」には、個別の人権課題についてのわかりやすい解説が掲載されています。下記 URL よりダウンロードが可能です。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/keihatusassi-kidukikarakizunahe.html>

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百七十七号)

(目的)

**第一条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

**第三条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第六条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

**第七条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

**第八条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

**第九条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

### 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

**第二条** この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 人権教育・啓発に関する基本計画

平成 14 年 3 月 15 日閣議決定（策定）

平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更）

### 第 1 章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号，同年 12 月 6 日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

#### 1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連 10 年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成 6 年（1994 年）12 月の国連総会において、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成 7 年 12 月 15 日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、平成 9 年 7 月 4 日、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（以下「国連 10 年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成 8 年 12 月には、人権擁護施策推進法が 5 年間の時限立法として制定され（平成 8 年法律第 120 号，平成 9 年 3 月 25 日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」

について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

## 2 基本計画の策定方針と構成

### (1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

### (2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、

第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

## 第2章 人権教育・啓発の現状

### 1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

## 2 人権教育の現状

### (1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性を培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

### (2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、



市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

### (3) 人権教育の現状

#### ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」(自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など)の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成 14 年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成 13 年 7 月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実が図られることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や

豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

### 3 人権啓発の現状

#### (1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

#### (2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

#### (3) 人権啓発の現状

##### ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェステ

イバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

#### イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあつて住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

#### ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応

じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

### 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

#### 1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

#### 2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

##### (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えら

れ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

## (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

## (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自



由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

## 第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

### 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

#### (1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

##### ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうし

た「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付

くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

## (2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

### ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

#### i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成 9 年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の

習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

## ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

## iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

## イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

### i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚

を培っていくことが期待される。

## ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながる。その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

## iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

## 2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

### (1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少な

からずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。（文部科学省）
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くこ



とを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省, 文部科学省)

- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成 12 年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金 (UNIFEM) 内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

## (2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、

少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐる問題は、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。（文部科学省）
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正（平成13年7月）の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。（文部科学省）
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実に始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。（文部科学省）

- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権 110 番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

### (3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999

年（平成 11 年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和 61 年 6 月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成 7 年 12 月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成 8 年 7 月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成 13 年 12 月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による 65 歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。（厚生労働省）
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。（農林水産省）
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢

者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年(昭和56年)を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部(平成8年1月、障害者施策推進本部に改称)が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。(内閣府)
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させるこ

とにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。(厚生労働省)
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。(厚生労働省)
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

## (5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進

んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めたとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事



件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。  
(法務省)

- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。  
(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や

異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)

- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

### ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する

理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布，各種の広報活動，世界エイズデーの開催等を通じて，HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより，エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し，HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省，厚生労働省)
- ② 学校教育においては，エイズ教育の推進を通じて，発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより，エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに，そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては，日常生活，職場，医療現場等における差別，プライバシー侵害等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は，らい菌による感染症であるが，らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く，発病した場合であっても，現在では治療方法が確立している。また，遺伝病でないことも判明している。

したがって，ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが，従来，我が国においては，発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ，古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は，昭和 28 年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され，さらに，昭和 30 年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も，依然として改められることはなかった。平成 8 年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され，ようやく強制隔離政策は終結することとなるが，療養所入所者の多くは，これまでの長期間にわたる隔離などにより，家族や親族などとの関係を絶たれ，また，入所者自身の高齢化等により，病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど，社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下，平成 13 年 5 月 11 日，ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが，これが大きな契機となって，ハンセン病問題の重大性

が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要がある、以下の取組を積極的に推進することとする。

① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。

(法務省，厚生労働省，文部科学省)

② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

## (10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等

一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

#### (11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

#### (12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった

め、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるといふ同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）



### (13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

## 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連 10 年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の 13 の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を努めるものとする。

## 4 総合的かつ効果的な推進体制等

### (1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約 14,000 名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

### (2) 実施主体間の連携

#### ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らさ

れているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成 12 年 9 月 25 日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成 10 年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

### イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

### (3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

#### (4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている(財)人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

#### (5) 内容・手法に関する調査・研究

##### ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点(例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど)からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

## イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

## ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

## (6) (財)人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財)人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

## (7) マスメディアの活用等

### ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

### イ 民間のアイデアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、よ

り効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

## ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

### (8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

### 2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

る。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

### 3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

# 広島県人権教育・啓発指針

平成14年5月  
広島県

20世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものかを学んだ。とりわけ、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験した本県にとって、21世紀を迎えた今日、世界の恒久平和の実現は県民の切なる願いである。こうした中で、われわれは、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という、大きな教訓を得た。

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている。わが国においては、このような基本的な立場にたつて、人権を確立するための諸施策が推進されてきた。

さらに今日、社会の国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って、人権を擁護するための新しい取組が必要となっている。こうした情勢のもと、国においては、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定された。さらに平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかとされたところである。

これらのことを通して、国は、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものである。本県においては、このような認識に立ち、次の方針に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

## 第1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために、欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切に他人を大切に共に生きていくということである。

## 第2 指針の基本的な考え方

### 1 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本県が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものである。

### 2 指針の目標

本指針は、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標とする。

## 第3 人権教育・啓発の基本的なあり方

人権尊重の理念について、県民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発の推進に当たっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育むことが重要である。

そのため、県・市町村等の実施主体は、その責務を認識し、創意工夫しながら地道に粘り強く、人権教育・啓発を続けて行く必要がある。

また、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の推進に当たっては、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならない。

### 1 人権教育

人権教育は、県民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。

その実施に当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、それぞれの実施主体が相互の連携を図り



ながら、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

## 2 人権啓発

人権啓発は、県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

その実施に当たっては、人権尊重の理念を広く普及し理解されるよう、マスメディア、情報機器等の活用による広報などによって、人権に関する様々な情報を発信し、総合的かつ効果的に行う必要がある。

## 第4 多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進

### 1 学校等

幼児児童生徒の人権尊重の精神を育む上で、保育、学校教育は、大きな役割を持っている。

幼児期においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、それが日常生活に活かされるよう努める。

また、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取組を推進する。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性を育むとともに、社会のあらゆる分野で必要な人材を養成する機能を担っていることから、学生の人権尊重の理念に対する理解をさらに深めるよう努める。

### 2 地域社会

地域においては、そこで生活する人々が身近な社会生活を通じて 様々な人権を認め合い、共存していくことが必要である。

このため、地域の住民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、多様な学習機会の充実を図る。

### 3 家庭

幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は重要である。

このため、県は、保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る。

### 4 職域

民間企業等の事業所の、人権啓発推進に果たす社会的役割には大きなものがあり、事業所内における人権尊重を一層確保するよう努めることが望まれる。

こうしたことから、県は、民間企業等の事業所が自主的に行う、従業員等の啓発への取組に対し、協力・支援を行う。

## 第5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県・市町村職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要があるため、それぞれの関係機関における研修等の取組を推進する。

## 第6 指針の推進

### 1 推進プランの策定

この指針に基づき、県民一人ひとりが人として尊重され、だれもがいきいきと生活できる社会を形成していくという視点に立ち、人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを策定する。

また、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを見直すものとする。

### 2 推進体制

この指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に人権施策推進本部を設置する。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては、国及び市町村との、一層の連携強化を図るものとする。

### 3 相談機関相互の連携強化

人権に関する様々な問題についての相談機関の対応が、今後ますます重要になることが予想されることから、本県の各種相談機関をはじめとして、国や市町村の相談機関等との相互の連携強化を図るものとする。

# 広島県人権教育推進プラン

平成14年12月18日

広島県教育委員会

## はじめに

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくため、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月）」を策定した。

この中で、現在及び将来にわたる人権擁護上の重要課題をあげ、このような様々な人権問題が生じている根本的な要因として、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していない点を指摘し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人に人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとしている。

本県においても、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、「広島県人権教育・啓発指針（平成14年5月）」を策定し、人権教育を人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動とし、その実施に当たっては、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行う必要があるとした。

また、県教育委員会としては、人権教育を推進するに当たって、平成10年の文部省是正指導で指摘された趣旨を踏まえ、教育と政治運動や社会運動を明確に区別し、教育の中立性を確保した上で、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などの具体像を学校や市町村に例示することにより、適正な人権教育のあり方を指導する必要がある。

このような諸状況を踏まえ、広島県教育委員会は、広島県人権教育推進プランを策定するものである。

## 1 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視し、実施する。

### (1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけではなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとする。
- ③ 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

#### [具体的施策]

- ア 教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努める。
- イ 感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努める。
- ウ 学習意欲を高める指導方法の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

### (2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 公民館等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。
- ③ 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるよう留意する。

#### [具体的施策]

- ア 市町村の社会教育主事等社会教育指導者に対して、人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修の充実に努める。
- イ 学級・講座の開設や交流活動など、市町村が行う人権尊重に関する多様な学習機会の提供に対する支援に努める。
- ウ 参加型学習を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラムの研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

## 2 人権教育推進プランの推進

### (1) 推進体制

本県の人権教育を適正に推進するため、事務局教育部内に「人権教育推進会議」を設置する。

### (2) 人権教育推進プランの見直し

社会経済情勢等の変化に伴い生じる人権に関する新たな課題に応じて、人権教育推進プランを見直すものとする。

教科等を通じた人権教育の推進に向けた学習指導案集  
～「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」  
を踏まえた指導の充実～

広島県教育委員会

平成 31 年 2 月

(令和 5 年 2 月一部改訂)